

第 2 号

令和 5 年度徳島県用度事業特別会計予算

令和 5 年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,712,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,712,784
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	196,544
	3 諸 収 入	1,516,040
歳 入	合 計	1,712,784

歳 出

款	項	金 額
1 用 度 事 業 費		千円 1,712,784
	1 用 度 事 業 費	1,712,784
歳 出	合 計	1,712,784

第 3 号

令和5年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

令和5年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,304,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,304,550
	1 繰 越 金	1,521,875
	2 諸 収 入	782,675
歳 入 合 計		2,304,550

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,304,550 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,304,550
歳 出	合 計	2,304,550

第 4 号

令和5年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

令和5年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,522千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 212,522
	1 繰 入 金	172,363
	2 諸 収 入	40,159
歳 入 合 計		212,522

歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 212,522
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	52,722
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	52,363
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	107,437
歳 出	合 計	212,522

第 5 号

令和5年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和5年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223,446千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 223,446
	1 繰 越 金	116,548
	2 諸 収 入	106,898
歳 入 合 計		223,446

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 223,446
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	223,446
歳 出	合 計	223,446

第 6 号

令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,222,636千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		千円 73,222,636
	1 分担金及び負担金	19,462,871
	2 国庫支出金	21,677,642
	3 前期高齢者交付金	26,005,636
	4 共同事業交付金	133,172
	5 財産収入	277
	6 繰入金	4,943,038

	7 繰越金	1,000,000
歳入	合計	73,222,636

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 73,222,636
	1 国民健康保険事業費	73,222,359
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	277
歳出	合計	73,222,636

第 7 号 令和 5 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

令和 5 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,151,169千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入		千円 2,151,169
	1 繰 入 金	1,028
	2 諸 収 入	470,141
	3 県 債	1,680,000
歳 入 合 計		2,151,169

歳 出

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 2,151,169
	1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	2,151,169
歳 出 合 計		2,151,169

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 1,680,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 8 号

令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,375,585千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 126,375,585
	1 繰 入 金	63,624,600
	2 繰 越 金	64,454
	3 諸 収 入	62,686,531
歳 入 合 計		126,375,585

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業費		126,375,585千円
	1 中小企業・雇用対策事業費	126,375,585
歳 出	合 計	126,375,585

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 令和6年度 至 令和13年度	2,500,000千円

第 9 号

令和5年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和5年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,408千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金収入		千円 36,408
	1 繰 越 金	29,361
	2 諸 収 入	7,047
歳 入 合 計		36,408

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 36,408
	1 中小企業近代化資金貸付金	36,408
歳 出	合 計	36,408

第 10 号

令和5年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

令和5年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業収入		千円 67,246
	1 財 産 収 入	63,634
	2 繰 越 金	3,602
	3 諸 収 入	10
歳 入	合 計	67,246

歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 67,246
	1 徳島ビル管理事業費	67,246
歳 出	合 計	67,246

第 11 号

令和 5 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

令和 5 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,799千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 1,799
	1 繰 入 金	299
	2 繰 越 金	1,000
	3 諸 収 入	500
歳 入	合 計	1,799

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		千円 1,799
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	1,799
歳 出	合 計	1,799

第 12 号

令和 5 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和 5 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ251,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 251,978
	1 繰 入 金	1,975
	2 繰 越 金	245,001
	3 諸 収 入	5,002
歳 入	合 計	251,978

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付金		千円 251,978
	1 林業改善資金貸付金	251,978
歳 出	合 計	251,978

第 13 号

令和5年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

令和5年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220,975千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業収入		千円 220,975
	1 財 産 収 入	130,102
	2 繰 入 金	82,753
	3 繰 越 金	7,905
	4 諸 収 入	215
歳 入 合 計		220,975

歳 出

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業費		千円 220,975
	1 県有林県行造林事業費	220,975
歳 出	合 計	220,975

第 14 号

令和5年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和5年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,887千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,887
	1 繰 入 金	885
	2 繰 越 金	72,742
	3 諸 収 入	7,260
歳 入	合 計	80,887

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,887
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,887
歳 出	合 計	80,887

第 15 号

令和 5 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

令和 5 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,049,697千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,049,697
	1 財 産 収 入	1,146,524
	2 繰 入 金	400,000
	3 繰 越 金	33,023
	4 諸 収 入	150

	5 県	債	470,000	
歳	入	合	計	2,049,697

歳 出

款	項	金	額	
1 公用地公共用地取得事業費			千円 2,049,697	
	1 公用地公共用地取得事業費		2,048,846	
	2 土地開発基金積立金		851	
歳	出	合	計	2,049,697

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 470,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 16 号

令和 5 年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

令和 5 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,779,787千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 2,779,787
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	974,120
	2 財 産 収 入	54,385

	3 繰入金	300,000
	4 繰越金	50
	5 諸収入	267,232
	6 県債	1,184,000
歳入	合計	2,779,787

歳出

款	項	金額
1 港湾等整備事業費		千円 2,779,787
	1 港湾等整備事業費	2,171,567
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	510,000
	3 空港周辺整備事業費	98,220
歳出	合計	2,779,787

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
港湾施設小規模改良事業工事請負等契約	令和6年度	30,000千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾等整備事業	千円 921,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
徳島小松島港津田地区整備事業	263,000			
計	1,184,000			

第 17 号

令和5年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

令和5年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,821千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 137,821
	1 財 産 収 入	198
	2 繰 越 金	127,950
	3 諸 収 入	9,673
歳 入	合 計	137,821

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 137,821
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	137,821
歳 出	合 計	137,821

第 18 号

令和5年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

令和5年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ235,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 235,500
	1 財 産 収 入	1,203
	2 繰 越 金	102,806
	3 諸 収 入	131,491
歳 入 合 計		235,500

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 235,500
	1 奨 学 金 貸 付 金	235,500
歳 出	合 計	235,500

第 19 号

令和 5 年度徳島県証紙収入特別会計予算

令和 5 年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,289,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,289,000
	1 証 紙 収 入	2,429,600
	2 繰 越 金	859,400
歳 入 合 計		3,289,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,289,000 <small>千円</small>
	1 他 会 計 繰 出 金	3,289,000
歳 出	合 計	3,289,000

第 20 号

令和 5 年度徳島県公債管理特別会計予算

令和 5 年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,149,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 97,149,000
	1 繰 入 金	68,211,000
	2 県 債	28,938,000
歳 入	合 計	97,149,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 97,149,000
	1 公 債 費	97,149,000
歳 出	合 計	97,149,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 28,938,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 21 号

令和5年度徳島県給与集中管理特別会計予算

令和5年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,048,157千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給 与 振 替 収 入		千円 30,048,157
	1 給 与 振 替 収 入	30,048,157
歳 入	合 計	30,048,157

歳 出

款	項	金 額
1 給 与 費		30,048,157 ^{千円}
	1 給 与 費	30,048,157
歳 出	合 計	30,048,157